

# 千葉県報

定例  
令和5年8月14日

## 主要目次

- 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定
- 農業振興地域の区域の変更
- 土地改良区定款の変更認可
- 県営土地改良事業計画の変更認可
- 選挙管理委員会告示
- 地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数
- 公告
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(十件)
- 土地改良区役員の退任及び就任(三件)
- 里山活動協定の変更の認定(二件)
- 特定調達公告
- 入札公告

## 告示

### 千葉県告示第三百一十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十四条の二第一項の規定により、指定市町村事務受託法人を次のとおり指定した。  
令和五年八月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

法人の名称	指定に係る事務所の名称	事務所の所在地	受託事務の種類	指定年月日
社会福祉法人 いすみ市社会福祉協議会	いすみ市社会福祉協議会	いすみ市岬町東 中滝七二〇番地	要介護認定調査 事務	令和五年八月一日

### 千葉県告示第三百一十二号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和五年八月十四日

成田地域

千葉県知事 熊谷 俊人

変更前の区域	変更後の区域
平成二十年千葉県告示第八十二号(農業振興地域の区域の変更)第一号変更後の区域の欄に掲げる区域	上欄に掲げる区域から次の図の斜線部分の区域を除いた区域(「次の図」は省略し、その関係図書は、千葉県農林水産部農地・農村振興課に備え置いて縦覧に供する。)

### 千葉県告示第三百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市原市市西土地改良区の定款の変更を令和五年八月二日付けで認可した。  
令和五年八月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第三百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、山武郡中央土地改良区の山武郡中央地区における土地改良事業(農業用排水施設の管理)計画の変更を令和五年八月一日付けで認可した。

この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この認可の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)  
令和五年八月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 選挙管理委員会告示

### 千葉県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項(条例の制定又は改廃の請求)及び第七十五条第一項(監査の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数の数、同法第七十六条第一項(議会の解散の請求)、第八十一条第一項(長の解職の請求)及び第八十六条第一項(副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百

六十二号)第八条第一項(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項(議員の解職の請求)の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、それぞれ次のとおりである。

令和五年八月十四日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一〇五、三九九人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七五八、七四二人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

- 長生郡選挙区 一六、六六九人
- 千葉市中央区選挙区 五九、二二八人
- 千葉市花見川区選挙区 四九、七九七人
- 千葉市稲毛区選挙区 四三、九七五人
- 千葉市若葉区選挙区 四一、五一九人
- 千葉市緑区選挙区 三五、六九三人
- 千葉市美浜区選挙区 四一、二四四人
- 銚子市・香取郡東庄町選挙区 一九、九一八人
- 館山市選挙区 一二、九六九人
- 木更津市選挙区 三七、六八〇人
- 野田市選挙区 四二、九四〇人
- 茂原市選挙区 二五、一一八人
- 成田市選挙区 三五、〇九七人
- 佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区 五四、二〇四人
- 東金市選挙区 一六、一二〇人
- 旭市選挙区 一七、七三五人
- 習志野市選挙区 四八、二四六人
- 柏市選挙区 一一九、七四三人

- 勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区 一九、八九二人
- 市原市選挙区 七六、一三八人
- 流山市選挙区 五五、六三一人
- 八千代市選挙区 五六、〇〇八人
- 我孫子市選挙区 三七、三〇八人
- 鴨川市・南房総市・安房郡選挙区 二一、六〇五人
- 鎌ヶ谷市選挙区 三〇、九二八人
- 君津市選挙区 二三、三二三人
- 富津市選挙区 一二、二三七人
- 浦安市選挙区 四七、〇二九人
- 四街道市選挙区 二六、一二七人
- 袖ヶ浦市選挙区 一八、〇三七人
- 八街市選挙区 一八、九八五人
- 印西市・印旛郡栄町選挙区 三四、七三三人
- 白井市選挙区 一七、一九七人
- 富里市選挙区 一三、五三二人
- 匝瑳市選挙区 九、八四〇人
- 香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区 二六、四一四人
- 山武市・山武郡選挙区 二六、七九五人
- 大網白里市選挙区 一三、八九七人
- 四 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
- 市川市選挙区 一三四、八九三人
- 船橋市選挙区 一五五、八二七人
- 松戸市選挙区 一三五、八三五人

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年八月十四日

一 届出の概要

千葉県知事 熊谷 俊人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケヨーデイツー船橋坪井店

船橋市坪井町一、三〇一番一

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社ケヨー 代表取締役 實川浩司

千葉県若葉区みつわ台一丁目二八番一号

- 3 変更前の大規模小売店舗の名称  
ケヨーデイツー船橋日大前店

変更後の大規模小売店舗の名称

- 4 変更後の大規模小売店舗の名称  
ケヨーデイツー船橋坪井店

変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

- 5 株式会社ケヨー 代表取締役 醍醐茂夫

変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

- 6 株式会社ケヨー 代表取締役 實川浩司

変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

- 7 株式会社ケヨー 代表取締役 醍醐茂夫

変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

- 8 株式会社ケヨー 代表取締役 實川浩司

変更年月日

- 9 変更年月日

(一) 大規模小売店舗の名称

令和四年十二月二十日

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和四年五月二十四日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和四年五月二十四日

- 二 届出年月日

令和五年一月三十日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和五年八月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケヨーデイツー木更津ほたる野店

木更津市ほたる野四丁目七番地一ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社ケヨー 代表取締役 實川浩司

千葉県若葉区みつわ台一丁目二八番一号

- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社ケヨー 代表取締役 醍醐茂夫

変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

- 4 株式会社ケヨー 代表取締役 實川浩司

変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

- 5 株式会社ケヨー 代表取締役 醍醐茂夫

変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

- 6 株式会社ケヨー 代表取締役 實川浩司

変更年月日

- 7 変更年月日

令和四年五月二十四日

二 届出年月日

令和五年一月二十三日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年八月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

三

<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケヨーデイツー高塚店 松戸市高塚新田字赤作二四七番一ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県若葉区みつわ台一丁目二八番一号 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケヨー 代表取締役 醍醐茂夫 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケヨー 代表取締役 實川浩司 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ケヨー 代表取締役 醍醐茂夫 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ケヨー 代表取締役 實川浩司 変更年月日 令和四年五月二十四日</p> <p>二 届出年月日 令和五年一月二十三日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和五年八月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケヨーデイツー名戸ヶ谷店 柏市名戸ヶ谷字中久保九〇二番地一ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p>	<p>株式会社ケヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県若葉区みつわ台一丁目二八番一号 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケヨー 代表取締役 醍醐茂夫 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケヨー 代表取締役 實川浩司 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ケヨー 代表取締役 醍醐茂夫 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ケヨー 代表取締役 實川浩司 変更年月日 令和四年五月二十四日</p> <p>二 届出年月日 令和五年一月三十日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和五年八月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケヨーデイツー姉崎店 市原市今津朝山字川原場三一五番地一 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケヨー 代表取締役 實川浩司 千葉県若葉区みつわ台一丁目二八番一号 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケヨー 代表取締役 林武夫 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p>
--	---

株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社ケーヨー 代表取締役 林武夫

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司

7 変更年月日  
令和四年五月二十四日

二 届出年月日  
令和五年一月二十三日

三 縦覧場所  
千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年八月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーヨーデイツー新浦安店  
浦安市浦安市計画事業浦安東土地画整理区域内三〇街区画地番号一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司  
千葉県若葉区みつわ台一丁目二八番一号

3 変更前の大規模小売店舗の名称  
(仮称)ケーヨーデイツー新浦安店

4 変更後の大規模小売店舗の名称  
ケーヨーデイツー新浦安店

5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社ケーヨー 代表取締役 林武夫

6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社ケーヨー 代表取締役 林武夫

8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司

9 変更年月日  
(一) 大規模小売店舗の名称  
令和四年十二月二十日  
(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
令和四年五月二十四日  
(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
令和四年五月二十四日

二 届出年月日  
令和五年一月二十三日

三 縦覧場所  
千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年八月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーヨーデイツー八街店  
八街市八街字北富士見ほ七三三番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司  
千葉県若葉区みつわ台一丁目二八番一号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司

<p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司</p> <p>7 変更年月日 令和四年五月二十四日</p> <p>二 届出年月日 令和五年一月二十三日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び八街市経済環境部商工観光課</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和五年八月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>令和四年五月二十四日</p> <p>二 届出年月日 令和五年一月二十三日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び香取市生活経済部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和五年八月十四日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーヨーデイツー佐原店 香取市山之辺字橋替一、四〇五番地三ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉市若葉区みつわ台一丁目二八番一号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司</p> <p>7 変更年月日 令和四年五月二十四日</p> <p>二 届出年月日 令和五年一月二十三日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び山武郡芝山町産業振興課</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーヨーデイツー佐原店 香取市山之辺字橋替一、四〇五番地三ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司 千葉市若葉区みつわ台一丁目二八番一号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司</p> <p>7 変更年月日 令和四年五月二十四日</p> <p>二 届出年月日 令和五年一月二十三日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び山武郡芝山町産業振興課</p>
--	--	---	--	--

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。  
 その届出は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月十四日から十二月十四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
 令和五年八月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ケーヨーデイツー長生店  
 長生郡長生村七井土字中割一、四九二番地一ほか
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司  
 千葉県若葉区みつわ台一丁目二八番一号
  - 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫
  - 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司
  - 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫
  - 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社ケーヨー 代表取締役 實川浩司
  - 7 変更年月日  
 令和四年五月二十四日
  - 二 届出年月日  
 令和五年一月二十三日
  - 三 縦覧場所  
 千葉県商工労働部経営支援課及び長生郡長生村産業課
- 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、印旛郡栄町和田外四大字土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。  
 令和五年八月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任理事

- 印旛郡栄町脇川六五番地
- 〃 〃 二六番地三
- 〃 〃 四ツ谷九番地三
- 〃 〃 布鎌酒直一二五番地
- 〃 〃 一三七番地の六
- 〃 南五五〇番地

二 退任監事

- 印旛郡栄町和田六五番地
- 〃 〃 脇川二〇番地
- 〃 〃 安食一、四一〇番地の二

三 就任理事

- 印旛郡栄町脇川六五番地
- 〃 〃 二六番地三
- 〃 〃 四ツ谷九番地三
- 〃 〃 布鎌酒直一二五番地
- 〃 〃 一三七番地の六

四 就任監事

- 印旛郡栄町和田六五番地
- 〃 〃 脇川二〇番地
- 〃 〃 安食一、四一〇番地の二

土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、香取市小見川八丁目土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。  
 令和五年八月十四日

一 退任理事

- 香取市小見川五、三七五番地
- 〃 〃 八日市場一八〇番地
- 〃 〃 阿玉川二三三番地
- 〃 〃 野田一、九二二番地
- 〃 〃 小見川四〇九番地
- 〃 〃 一、〇〇五番地

千葉県知事 熊谷 俊人

鈴木 勉

塩田 一雄

川田 康夫

鈴木 利秀

鈴木 啓一

稲葉 忠賢

石塚 秀徳

鈴木 正稔

滝口 敏夫

鈴木 勉

鈴木 康一

川田 雄夫

塩田 一雄

鈴木 康一

鈴木 啓一

稲葉 忠賢

石塚 秀徳

鈴木 正稔

滝口 敏夫

亘 信夫

吉田 範雄

菅井 昭司

千葉 一広

下川 勲

野中 準一

二 退任監事

香取市小見川五、七一〇番地

〃 八日市場八四番地

三 就任監事

香取市小見川五、三七六番地

〃 五、三七七番地一

〃 野田九番地

〃 一ノ分目二、八六七番地一

〃 八日市場八一番地

〃 小見川一、〇〇五番地

四 就任監事

香取市小見川五、七一〇番地

〃 阿玉川五一一番地一

〃 龍谷一一七番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、山武郡中央土地改良区から次のとおり役員(退任及び就任)の届出があつた。

令和五年八月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 退任監事

山武市松尾町折戸七四三番地

〃 上横地二、九一七番地

〃 小松三、五九七番地二

〃 寺崎五二六番地

〃 上横地三、七八九番地

〃 本須賀三、七〇八番地

〃 真行寺一〇九番地

〃 富口七六四番地

〃 本須賀一、五四〇番地

山武郡九十九里町作田五、五二〇番地

〃 小関一、一四〇番地

山武市和田六二八番地

東金市家之子一、六一七番地

山武市実門一一〇番地

〃 椎崎九四一番地一

黒津 良作

金生谷 光由

石毛 定夫

鎌形 勝美

高橋 仁一

高橋 敏一

栗田 元一

野中 準一

黒津 良作

高橋 武幸

伊藤 寛

鈴木 昶輝

鶴澤 和雄

若海 孝二郎

戸村 勝壽

土屋 幸一

行木 三郎

井野 一三三

宇津木 榮夫

小倉 誠

齋藤 寿

高橋 功

小川 孝藏

稗田 始

越川 藤洋

石田 俊宗

二 退任監事

山武市森八七四番地

〃 五木田二、二四八番地

〃 富田トの四七六番地

山武郡九十九里町作田五、三六三番地

三 就任監事

山武市松尾町折戸七四三番地

〃 小松三、五九七番地二

〃 富田トの二七三番地

〃 下横地九四六番地

〃 松ヶ谷口三、一六七番地

〃 富口五四六番地

山武郡九十九里町作田五、五二〇番地

山武市和田六二八番地

〃 椎崎九四一番地

四 就任監事

山武市本須賀一、五四〇番地

山武郡九十九里町作田五、三六三番地

山武市埴谷九三六番地

江口 清

小山 忠司

児玉 恭一

林 清久

鈴木 昶輝

若海 孝二郎

緑川 和夫

小川 利一

五木田 稔

高橋 好則

齋藤 好則

小川 孝藏

石田 俊宗

小倉 清久

伊東 昭一

里山活動協定の變更の認定

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例(平成十五年千葉県条例第五号)第十八条第一項の規定により、次のとおり里山活動協定の變更が適当である旨を認定した。

令和五年八月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 里山活動協定の名称

風呂ノ前カタクリ里山活動協定

二 里山活動協定の目的となる土地の区域

市原市喜多字風呂ノ前五二四番及び五二五番

三 里山活動協定の變更の内容

1 變更前の里山活動協定の有効期間

平成二十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

2 變更後の里山活動協定の有効期間

平成二十年四月一日から令和十年三月三十一日まで

四 里山活動協定の變更の認定年月日

令和五年八月十四日



令和五年八月二日

里山活動協定の変更の認定

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号）第十八条第一項の規定により、次のとおり里山活動協定の変更が適当である旨を認定した。

令和五年八月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 里山活動協定の名称  
房総森輪会里山活動協定

- 二 里山活動協定の目的となる土地の区域

袖ヶ浦市林字中兵七四九番、七五〇番一、七五一番及び七五五番、字向田七九五番、字真木抜田九一八番・九一九番合併五、九一八番・九一九番合併六、九一八番・九一九番合併七及び九一八番・九一九番合併八並びに字太鼓塚九二〇番一、九二〇番二、九二〇番四から九二〇番一〇まで、九二一番一、九二一番九、九二一番一二及び九二一番一三並びに野里字平野一、四三五番一から一、四三五番六まで並びに字千面一、四三六番一〇及び一、四三六番一一

- 三 里山活動協定の変更の内容

- 1 変更前の里山活動協定の有効期間

平成二十五年二月一日から平成三十五年一月三十一日まで

- 2 変更後の里山活動協定の有効期間

平成二十五年二月一日から令和十年一月三十一日まで

- 四 里山活動協定の変更の認定年月日

令和五年八月二日

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づいて政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年8月14日

千葉県企業局長 古野 美砂子

- 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 液体クロマトグラフ高分解能タンデム型質量分析計 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限 令和6年3月22日

(4) 履行場所 千葉市美浜区若葉三丁目1番7号 千葉県企業局水質センター

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に記載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づいて入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づいて指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づいて入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

- 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県企業局管理 262-8512 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話043(211)8589

(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalsPublic/>

(3) 入札説明書の交付期間 令和5年8月14日から9月4日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (4) 入札書の提出期限

ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年9月26日午後5時

イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年9月26日午後5時

(5) 開札の日時及び場所 令和5年9月27日午前9時 千葉県企業局入札室

- 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

令和5年8月14日(月曜日)

<p>イ 契約保証金 千葉県企業局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。)第145条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年9月4日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年9月4日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県企業局長が判断した入札者であつて、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Liquid chromatograph high resolution tandem mass spectrometer (1set)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 26 September, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho,</p>	<p>Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589</p>
--	--

第13862号

千葉県

監製 長谷川 一雄

刊行 川口 正

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八